

聖籠町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第12号

聖籠町議会委員会条例の一部を改正する条例

聖籠町議会委員会条例（昭和62年聖籠町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第27条を第28条とする。

第5章中第26条を第27条とする。

第4章中第25条の2を第26条の2とする。

第3章中第25条を第26条とし、第20条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第2章中第19条を第20条とし、第12条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第1章中第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第1項中「1の」を「総務文教常任委員会又は厚生産業常任委員会のいずれかの」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）

第6条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、7人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。